

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年 9月

加賀市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	6
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
第6	その他	12

(別紙1～5)

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 加賀市の農業をめぐる状況と課題

加賀市は石川県南部に広がる加賀平野の南西部に位置し、その立地条件を生かした水稲を主体とする農業が展開されている。この他に果樹及び野菜の団地が形成され、水稲とともに基幹的な作目を構成している。

今後は、これらの作目において、高収益性と担い手を中心とした地域の産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と果樹・野菜等の集団的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。加賀市の農業構造については、年々第3次産業就業人口が増大し、恒常的勤務による安定兼業農家が増加傾向にある。これら兼業化によって土地利用型農業を中心に農業の担い手不足が深刻化している。また、農地の資産的保有傾向が強くなり安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化・機械更新時・世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

2 農業構造の改善方向

このような状況に対処し、農業を今後とも加賀市の基幹産業として振興していくには、石川県や関係機関等との相互の連携・役割分担の下、引き続き優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるとともに、農地を有効に活用できる効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立する必要がある。

このため、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（令和15年を目途）の農業経営の目標を明らかにし、その達成に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする意欲的な農業者を、担い手として育成する。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、農業後継者に承継されない又は担い手に集積されない農地のうちの一部に遊休化したものが近年増加傾向にあり、これらを放置すれば担い手に対する農地の利用集積や周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

3 担い手の育成

(1) 育成の目標

加賀市は令和15年度を目途とした将来の目標について、農業経営の発展を目指し農業を主業とする就業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり概ね380万円程度、以下「目標農業所得」という。）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり概ね2,000時間程度）の水準を実現できる担い手を育成する。

(2) 認定農業者制度の推進

- ① このような、地域との調和を保ちつつ地域農業の担い手を目指す農業者を認定農業者として積極的に認定し、当該農業者の経営改善の取り組みを、石川県や関係機関等と連携して支援する。

但し、具体的な認定にあたっては、近年の農産物価格が著しく低下していることなどを踏まえ、農業者が作成する経営改善計画が目標農業所得を確保できる内容でなくても、一定の農業所得を確保する内容であり、かつ計画期間の終了後も目標農業所得の確保に向けて引き続き経営改善に取り組むと見込まれるときは、総合的な判断により、担い手を目指すものとして認定できるものとする。

この場合における一定の農業所得は、近年の農産物価格の動向と農業所得等を考慮し、当分の間、中山間地域では、目標農業所得の8割程度（主たる従事者1人あたり300万円程度）を目安とし、経営規模等の指標を示すものとする。

- ② 認定農業者制度の適切な運用を図るため、石川県や関係機関等との連携を強化し、次の事項の取り組みを行う。

ア 地域農業を中心的に担うことが期待される中核農家等の農業者に対して、認定農業者制度の内容や支援措置等を周知するとともに、認定農業者となるよう働きかけ、経営改善計画の作成を指導する。

イ 経営体としての体制が整った認定農業者については、農業法人への誘導を図る。

また、経営改善計画の期間が終了する認定農業者については、計画の実践結果を点検し、一層の経営改善や農業所得の確保を目指した新たな経営改善計画の作成を指導する。

ウ 家族経営協定が締結されている経営体については、経営の発展方向等において必要な場合は、女性農業者や農業後継者等との経営改善計画の共同申請を指導する。

エ 経営改善計画を作成する農業者が高齢である場合は、後継者の確保や効率的な集落営農への移行等、経営の継承・発展の方向をできるだけ明らかにするよう指導する。

オ 経営改善への取り組みが見られない認定農業者については、経営改善に取り組むよう適切な指導・助言を行う。また、認定にあたっては、指導・助言にもかかわらず長期間経営改善に取り組まない場合は、やむを得ない事情がある場合を除き認定を取り消すことについて、予め当該農業者に知らせておくものとする。

カ 認定農業者の認定及び認定の取り消しに当たっては、既存の認定審査会（南加賀農林総合事務所（以下「南加賀農林」という。）、加賀市、加賀農業協同組合（以下「農協」という。）、加賀市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の担当職員で構成）で、客観的な意見の聴取に努める。

キ 認定農業者の経営状況を定期的に把握する。

4 効率的な集落営農の推進

加賀市において担い手の育成が当面困難な地域にあつては、地域農業集団を育成す

るとともに経営の協業化や水田経営規模の拡大等を進め、特定農業団体や集落型経営体への移行を促進する。また、経営体として体制の整った組織については、農業法人への誘導を図り、認定農業者として育成する。

中山間地域等直接支払地区においては、農地の一体的管理を行い、当面集落を単位とした生産組織の育成を図る。

5 支援対策の方向

(1) 加賀市は、将来の農業に必要な基本的な条件を考慮して整備するため、加賀市農業活性化協議会において認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、南加賀農林、農協、農業委員会などにも協力を求めつつ制度の積極的な活用を図るものとする。

(2) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業委員会は、認定農業者など担い手や効率的な集落営農への農地集積の促進に努める。

土地利用型農業に取り組もうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、利用権設定等を進める。

これらの農地の流動化に関しては、農地の効率的利用を推進するため、土地利用調整を全市的に展開して、集団化・連担化した条件で農用地が利用集積されるよう誘導する。このような農地の貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大も推進し、農協との連携を密にして、農業経営の規模拡大に結びつくように努める。

さらに、農地中間管理事業法（平成 25 年法律第 101 号）により、農地中間管理機構が分散・錯綜した農地利用を整理し、農地集積を促進する制度を活用して、担い手への農地集積を図る。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

(3) 生産性の向上を図るため、大型区画の圃場整備を推進し、土地利用型農業については、集落における合意を基本として、消費者や実需者のニーズに的確に対応した計画的な生産、水稻・大豆等を組み合わせた水田の高度利用に努める。また、集約的な農業の展開を助長するため南加賀農林や農協の指導の下に、露地野菜や施設野菜・花き栽培等も推進し、地域条件に合った産地づくりと経営の体質強化に努める。

畜産については、需要動向に対応した生産、受精卵移植等の新技術の導入、家畜糞尿処理等の環境対策を推進し、経営の体質強化に努める。

(4) 認定農業者の多様な経営展開を図るため、加工・販売部門を含めた経営の複合化、

農業法人における分社化や関連事業者との連携強化等を促進するとともに、家族経営協定締結を推進し女性農業者等の経営参加を推進する。

また、次代を担う新規就農者や農業後継者の育成・確保を図るため、農業青年組織（加賀農業青年グループ）や中核農家組織（加賀農業振興協議会）への加入を促進する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

加賀市の平成30年度から令和4年度までの5年間で新規就農者は18人である。今後、新規就農者が、長期的な農業経営を行っていくためには、従来からの基幹作物である水稻の他、果樹・野菜の産地としての生産量の維持・拡大し、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、加賀市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保すべき人数の目標

石川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標120人を踏まえ、加賀市においては年間4人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

加賀市及びその周辺市その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた加賀市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については南加賀農林、農協、地元生産組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

現に、加賀市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、第1の3の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標と第1の3の(2)の①で目安とした指標を示すと次のとおりである。

- 1 営農類型毎の経営規模、生産方式（生産設備、主要技術）の指標
別紙1のとおり
- 2 営農類型毎の経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標
別紙2のとおり

注) 1 組織経営体とは、複数の個人または世帯が共同で農業を営むか、これと併せて農作業を行なう経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従業者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

現に、加賀市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、第1の6の(2)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標を示すと次のとおりである。

- 1 営農類型毎の経営規模、生産方式（生産設備、主要技術）の指標
別紙3のとおり
- 2 営農類型毎の経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標
別紙4のとおり

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

加賀市の農業の維持・発展には地域との調和を図り効率的かつ安定的な経営を行う組織、人材が必要不可欠である。

このような農業を担う者として、認定農業者、認定新規就農者、集落営農団体を担い手として育成してゆくものとする。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、石川県や関係機関等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組むものとする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報を石川県や関係機関で共有し、各種支援政策の活用を図るとともに、これら新規就農者を認定農業者への移行の勧奨等、経営発展のための支援等を行うものとする。

さらに、加賀市の農業の将来を担う幅広い人材を確保するため、多様な農業従事者の確保に努めるものとする。

2 加賀市が主体的に行う取組

加賀市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保のため、石川県や関係機関等と連携して、就農希望者の情報を共有し、これら就農希望者に対する支援策に取り組むものとする。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

加賀市は、就農等希望者の受入について、石川県や関係機関等と連携した体制を構築するとともに、就農希望者等のサポートを石川県や関係団体等と協同して行うものとする。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

加賀市は、石川県や関係機関等と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理・共有するものとする。

また、農業を担う者の確保のため、石川県や関係機関等と連携して経営移譲を希望する農業者の情報の把握及び共有するよう努めるものとする。

さらに、石川県や関係機関等と連携して新たに農業経営を開始しようとする者へ円滑に経営移譲が行われるよう努めるものとする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	
80%	
個人経営体	2,240ha
団体経営体	300ha
担い手計	2,540ha

注1) 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個人経営体（認定新規就農者を含む）、団体経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起・代掻き・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受委託面積含む）面積シェアの目標である。

注2) 目標年次は令和15年とする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を推進するために、加賀市は石川県、農業委員会、加賀農業協同組合、加賀市農業活性化協議会等関係機関及び関係団体と連携し、市段階で行う農業経営基盤強化促進事業を促進するため、農用地等の面的集積に関する予算措置の活用等により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地を面的に集積し、農業経営の一層の効率化を図る。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、加賀市農業活性化協議会を活用し、石川県や関係機関等との緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、加賀市は、石川県や関係機関等とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図る。

また、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないよ

うに、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

加賀市は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の「第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」にて定められた方針に即しつつ、本市農業の地域的特性を踏まえ次の事項に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組むものとする。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

- ・法第18条第1項に規定する協議の場は、別紙5に記載する地域を単位とする。
- ・協議の場は、幅広い農業関係者の参画を図る。そのため、各区域の基幹作物の農繁期を除いた時期に開催する様務める。
- ・協議の場への参加者は、農業者、農地所有者、地域生産組合、石川県、加賀市農業協同組合、加賀市土地改良区、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構、加賀市農業委員会、加賀市その他関係者とする。
- ・開催周知は関係者への郵送のほか、加賀市ホームページ上に掲載する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

加賀市における法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準は、別紙5に記載された区域を基本とする。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

加賀市は、関係機関（石川県、いしかわ農業総合支援機構、石川県農業会議、加賀市農業協同組合、加賀市農業委員会）と連携しながら利用権の設定等を促進するよう努める。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 区域の基準：生産組合を単位とした区域

加賀市における、農用地利用改善事業の実施として適当であると認められる区域の基準は、生産組合を単位とした地域集落をその区域の基準とする。なお、隣接する複数の地域集落を一つの区域とすることを妨げないものとする。

(2) 農用地利用改善事業の内容

法第4条第3項第2号農用地利用改善事業の内容は、(1)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置を推進するもの及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(3) 農用地利用規程の内容

農用地利用規定の内容は、法第23条第1項各号すべてとする。なお、農用地利用改善事業の区域は他の農用地利用改善事業の区域と重複しないこととする。

また、法第23条第4項に規定する特定農業法人又は特定農業団体を当該農用地利用規定に含める場合、当該農用地利用規定に法第23条第5項に規定する事項を定めるものとする。

(4) 農用地利用規程の認定

ア) 農用地利用改善事業を実施する団体は、法第23条第1項の規定に従い、加賀市に農用地利用規定が適当である旨の認定を受けるため申請をすることができる。

イ) 加賀市は、ア)による申請を受け付けた時は、法第23条第3項その他法令の規定に基づき、申請された農用地利用規定が適当である場合にその旨の認定を行う。

(5) 認定団体が(4)により認定された農用地利用規定の変更を行う場合の手続きは、法第24条の規定によるものとする。

3 農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

加賀市は、加賀農業協同組合及び株式会社加賀アグリサポートと連携し、農作業の委託のあっせん、その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業に関する事項

加賀市は、その他農業経営基盤強化促進に努めるものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

なお、地域計画策定前の農用地利用集積計画については、なお従前の例による。
また、本基本構想策定前になされた、基本構想の適用を受けた者は期限等が満了するまでは、なお従前の例による。

改正履歴

附則

この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

この基本構想は、平成30年3月31日から施行する。

附則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 主たる従事者一人当たり概ね380万円程度を確保することができるような農業経営における経営規模等の指標

(1) 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	
		資本装備	主要技術等
1 土地利用型 [I]	水稲：17ha 大麦：8ha 大豆：8ha 主たる従事者：2人	トラクター：45ps 田植機：乗用8条 コンバイン：4条、汎用コンバイン 稲・麦・大豆播種機	水稲：自己完結型、側条施肥田植え（基肥一発施肥）、移植直前箱施肥、無人ヘリによる病害虫防除2回 大麦：条播、基肥一発施肥、共同乾燥施設利用、無人ヘリによる病害虫防除2回 大豆：畝縦同時播種、基肥一発施肥、共同乾燥施設利用、無人ヘリによる病害虫防除2回
2 土地利用型 [II]	水稲：15ha 飼料用米：8ha 主たる従事者：1人	トラクター：41ps 田植機：乗用6条 コンバイン：4条 稲播種機	水稲：自己完結型、側条施肥田植え（基肥一発施肥）、移植直前箱施肥、無人ヘリによる病害虫防除2回 飼料用米：自己完結型、分施肥系、追肥2回、移植直前箱施肥、無人ヘリによる病害虫防除1回
3 複合経営 [I]	水稲：15ha 露地野菜：3.3ha 主たる従事者：2人	トラクター：30ps 田植機：乗用6条 コンバイン：3条 稲播種機、半自動移植機、管理機	水稲、基肥一発、側条施肥 露地野菜：マルチ、べたがけ、半自動移植機、共選共販
4 果樹専作	日本なし：2.0ha 主たる従事者：2人	果樹棚 スピードスプレーヤ	人工授粉、無袋栽培、 ジベレインベンスト処理（新水10a、幸水30a） 共選共販100%

(2) 団体経営体

営農類型	経営規模	生産方式	
		資本装備	主要技術等
5 土地利用型	水稲：17ha 大麦：8ha 大豆：8ha 主たる従事者：2人	トラクター：45ps 田植機：乗用8条 コンバイン：4条、汎用コンバイン 稲・麦・大豆播種機	水稲：自己完結型、側条施肥田植え（基肥一発施肥）、移植直前箱施肥、無人ヘリによる病害虫防除2回 大麦：条播、基肥一発施肥、共同乾燥施設利用、無人ヘリによる病害虫防除2回 大豆：畝縦同時播種、基肥一発施肥、共同乾燥施設利用、無人ヘリによる病害虫防除2回

6 複合経営

水稲：15ha
露地野菜：3.3ha
主たる従事者：2人

トラクター：30ps
田植機：乗用6条
コンバイン：3条
稲播種機、半自動移植機、管理機

水稲：基肥一発施肥、側条施肥
露地野菜：マルチ、べたがけ、共選共販売

別紙2 効率的かつ安定的な農業経営の指標
 2 営農類型毎の経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型		経営管理の方法	農業従事の態様
認定農業者	家族経営	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営改善計画に基づき、経営計画の確実な実施 複式簿記記帳、青色申告による経営管理の美勢 経営管理能力や組織体制を強化し、農業法人化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定に基づき、女性・農業後継者・高齢者の役割分担と経営参画、給料制や休日制の導入 臨時雇用者の確保やヘルパーの導入、適正な休憩時間の確保による過重な労働負担の防止 農作業環境、作業方法の改善、労働安全性の向上
	法人経営	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営改善計画に基づき、経営計画の確実な実施 経営分析による合理的な経営管理 経営の発展及び安定を図るため、規模拡大や技術革新等による生産面での改善、経営の多角化・複合化の実施 経営管理能力の向上を図るため財務管理やマーケティングに関する研修機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制や給制の導入 社会保険の加入による福利厚生の充実 臨時雇用者の確保やヘルパーの導入、適正な休憩時間の確保による過重な労働負担の防止 就業環境を改善するため、労働改善や労務管理に関する研修機会の確保 農作業環境、作業方法の改善、労働安全性の向上
集落営農組織		<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳、青色申告による、経営管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる従事者を中心とした作業体系の確立

別紙3 新たに農業経営を営もうとする青年が目標とすべき農業経営の指標

1 主たる従事者一人当たり概ね250万円程度を確保することができるような農業経営における経営規模等の指標

当農類型		経営規模		資本装備		生産方式	
1	土地利用型	水稲：12ha 大麦：4ha 大豆：4ha 主たる事業者：1人	トラクター：45ps 田植機：乗用6条 コンバイン：3条 玄ね・麦・大豆播種機	主要技術等		水稲：自己完結型、側条施肥田植（基肥一発施肥） 移植直前箱施肥、無人へりによる病害虫防除2回 大麦：条播、基肥一発施肥、共同乾燥施設利用、 無人へりによる病害虫防除2回 大豆：畝立同時播種、基肥一発施肥、共同乾燥施設利用、 無人へりによる病害虫防除2回	

別紙 4 新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

2 営農類型毎の経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型	経営管理の方法	農業従事の態様
認定農業者	<ul style="list-style-type: none"> • 青年等就農計画に基づく、経営計画の確実な実施 • 複式簿記記帳、青色申告による、経営管理の実施 • 経営管理能力を強化し、認定農家への以降を推進 	<ul style="list-style-type: none"> • 栽培技術及び経営管理能力の向上に向けた研修などの活用 • 臨時雇用の確保、適正な休憩時間の確保による過重な労働負担の防止 • 農作業環境、作業方法の改善、労働安全性の向上
集落営農組織	<ul style="list-style-type: none"> • 複式簿記記帳、青色申告による、経営管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 主たる従事者を中心とした作業体系の確立

(別紙5)

連番	地域名	地域内農業集落名
1	庄・加茂	庄町、西島町、桑原町、七日市町、加茂町
2	作見	富塚町、弓波町、作見町、小菅波町、大菅波町、西山田町、東山田町、尾中町
3	南郷	南郷町、黒瀬町、上河崎町、下河崎町、中代町、保賀町
4	河南	河南町、荒木町、長谷田町、上原町、塚谷町
5	山中温泉西谷	菅谷町、栢野町、我谷町、九谷町、真砂町
6	動橋	動橋町、中島町、合河町、梶井町、八日市町
7	分校	分校町、箱宮町、打越町、高塚町
8	大聖寺	地方町、岡町、三ツ町、敷地町、上福田町、下福田町、畑町、荻生町、上木町、菅生町、平床町
9	橋立	片野町、黒崎町、深田町、宮町、小塩町、田尻町、高尾町、豊町
10	三谷	日谷町、直下町、曾宇町、百々町、細坪町
11	三木・熊坂	熊坂町、三木町、奥谷町、橘町、永井町、吉崎町、塩屋町、瀬越町
12	山代	山代温泉、山代、山代新、桂谷町、尾俣町
13	勅使	勅使町、宇谷町、栄谷町、松山町、河原町、清水町、二子塚町、上野町、森町
14	東谷口	二ツ屋町、小坂町、横北町、水田丸町、柏野町、須谷町、塔尾町
15	山中温泉東谷	四十九院町、中津原町、滝町、菅生谷町、荒谷町、今立町、杉の水町、大土町、東谷町
16	篠原・柴山	篠原町、篠原新町、塩浜町、伊切町、新保町、一白町、柴山町、干拓
17	片山津	片山津町、潮津町
18	野田	野田町、宮地町、小塩辻町、千崎町、大畠町